

入 札 説 明 書

令和6年4月17日
都市建設部都市計画課

1. 委託業務の名称 土地利用転換（上広瀬西中原地区）に伴う農林協議資料作成業務委託
2. 履 行 場 所 狭山市大字上広瀬・大字下広瀬地内
3. 履 行 期 間 契約日より令和7年3月31日まで
4. 業 務 概 要

狭山市の概要	1式
市街化区域の規模に関する事項	1式
市街化区域の配置に関する事項	1式
市街化区域編入の必要性に関する事項	1式
市街地開発事業の確実性に関する事項	1式
上位計画・関連計画との整合性	1式
区域区分に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整	1式
開発に伴う農林漁業環境への影響と対策	1式
まとめ	1式
5. 業 務 範 囲 委託設計図書の書き入れ範囲とする。ただし、委託設計図書等に入力がなくとも業務の完了に必要なものは本業務内に含むものとする。
6. 業務上の諸注意 関係図書ならびに関係法令を遵守して、遺漏のないように業務を行うこと。
7. そ の 他
 - ・進捗状況等適宜報告し、指示を受けること。
 - ・担当者との連絡は密に行うこと。
 - ・業務期間を厳守すること。
8. 設計図書等に関する質問回答

質問方法	質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
受付日時	令和6年4月26日（金） 午前10時まで
回答方法	質問があった場合は、狭山市公式ホームページに回答を掲載します。
回答日時	令和6年5月2日（木） 午前10時から

土地利用転換（上広瀬西中原地区）に伴う
農林協議資料作成業務委託

特記仕様書

令和6年4月
埼玉県狭山市

土地利用転換（上広瀬西中原地区）に伴う

農林協議資料作成業務委託

特記仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、狭山市（以下「発注者」という。）が発注する本業務に適用する。

（業務の目的）

第2条 本業務は、土地利用転換を行う上広瀬西中原地区について、市街化区域編入（区域区分変更）の手続きを進めるにあたって必要となる国及び県等との調整・協議のための資料等を検討し、事業を推進するための資料を作成することを目的とする。

（対象地区）

第3条 本業務の対象地区は、別紙「位置図」に示す地区とする。

（関係法令等）

第4条 本業務は、本仕様書による他、次の各号に掲げる関係法令等に基づいて、的確に業務を遂行しなければならない。

- ① 都市計画法
- ② 農業振興地域の整備に関する法律
- ③ 農地法
- ④ 都市計画と農林漁業との調整措置について
- ⑤ 狭山市契約約款及び諸規則
- ⑥ その他関係法令及び諸規則

（疑義）

第5条 本業務は受注者（以下「受注者」という）は、業務遂行に際し、本特記仕様書に明示されていない事項等について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、発注者の指示に従い、業務を実施するものとする。

（土地の立入り等）

第6条 受注者は、業務遂行に際して土地への立入り等を行う場合は、事前に発注者に連絡

するものとし、発注者が発行する身分証明書を携帯し、地区内住民等の関係者と十分な調整を図り、円滑な業務の遂行に期さなければならない。

(提出書類)

第7条 受注者は、本業務の着手前に次の書類を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

- ① 業務着手通知書
- ② 工程表
- ③ 着手届
- ④ 管理技術者通知書（経歴書添付）
- ⑤ 業務実施計画書

(管理技術者)

第8条 前条に定める管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）または土地地区画整理士の資格を有する者とするとともに、本業務に精通し、業務の十分な実務経験を有する者とする。

(照査技術者)

第9条 照査技術者は、業務実施計画書において照査に関する事項を定め、本業務の内容の妥当性を確認及び照査するもので、管理技術者と同等の資格及び実績を有するものとする。

(守秘義務及び品質管理)

第10条 受注者が業務の遂行上知り得た個人情報等は、「狭山市個人情報保護条例」に基づき適切に取扱い、これを第三者に漏洩してはならない。

(打合せ記録簿)

第11条 発注者と受注者は、随時打合せを行い、受注者はその都度打合せ記録簿を作成し、各々確認の上保管するものとする。

(工程管理)

第12条 受注者は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理をするとともに、業務の進捗状況について、適宜、発注者に報告しなければならない。

(責務)

第13条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。また、これらの資料内容及び調査の成果は、発注者の許可なく外部に漏らしてはならない。また、発注者からの提供資料についての破損、紛失などの重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(官公署等への手続)

第14条 本業務に必要な関係官公署等への諸手続は、受注者において迅速に処理するものとする。この場合、これらの諸手続に要する費用は受注者の負担とする。

2 本業務履行上、関係官公署と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかにその旨を発注者に申し出、指示に従うものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

第15条 受注者は、業務完了後であっても、成果品に関して発注者が通常行う検査では発見し難い誤りや不備が発見された場合は、速やかに訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は、全て受注者の負担とする。

(検査)

第16条 受注者は、全工程完了後、発注者に業務完了通知書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(成果品の管理及び帰属)

第17条 本業務の成果品は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(履行期間等)

第18条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年3月28日迄とする。なお、成果等のうち完成したものについては、履行期間内であっても発注者は受注者に提出を求めることができる。

第2章 業務内容

(計画準備)

第19条 本業務の履行に先立ち、業務に必要なとなる資料等の収集を行うとともに、業務遂行のための方法、手法、工程等について計画立案を行い、「業務実施計画書」を作成、提出し、その内容について甲の承認を得るものとする。

(都市計画に関する説明資料作成)

第20条 圏央道インターチェンジ周辺地区（上広瀬西中原地区、以下「本地区」という）は、現在、市街化調整区域で農業振興地域・農用地区域は指定されていないものの、集団農地を含んでいることから、土地区画整理事業等による市街化区域編入にあたっては、国及び県等との調整が必要となる。

これらの調整・協議を行うにあたって必要となる以下の事項を整理した資料を作

成する。

- ① 狭山市の概要
- ② 市街化区域の規模に関する事項
- ③ 市街化区域の配置に関する事項
- ④ 市街化区域編入の必要性に関する事項
- ⑤ 市街地開発事業の確実性に関する事項
- ⑥ 上位計画・関連計画との整合性
- ⑦ 区域区分に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整
- ⑧ 開発に伴う農林漁業環境への影響と対策
- ⑨ まとめ

なお、資料の作成にあたっては、区域区分の見直しなどの都市計画手続きや土地区画整理法に基づく認可等の関連する手続きと整合を図るものとする。

また、資料の作成にあたっては、農林部局（埼玉県及び関東農政局）及び埼玉県都市計画課との調整・協議を適宜行い、その結果を踏まえて随時修正等の対応を行うものとする。

（説明資料を補完する資料作成）

第21条 前条の説明資料に関して、補完する参考を資料を作成する。

- ① 狭山市の概要
- ② 市街化区域の配置に関する事項
- ③ 上位計画・関連計画との整合
- ④ 区域区分に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整
- ⑤ その他

（打合せ協議）

第22条 業務の実施にあたり、着手時、中間時（1回）、納品前の3回を基本として打合せ協議を実施する。

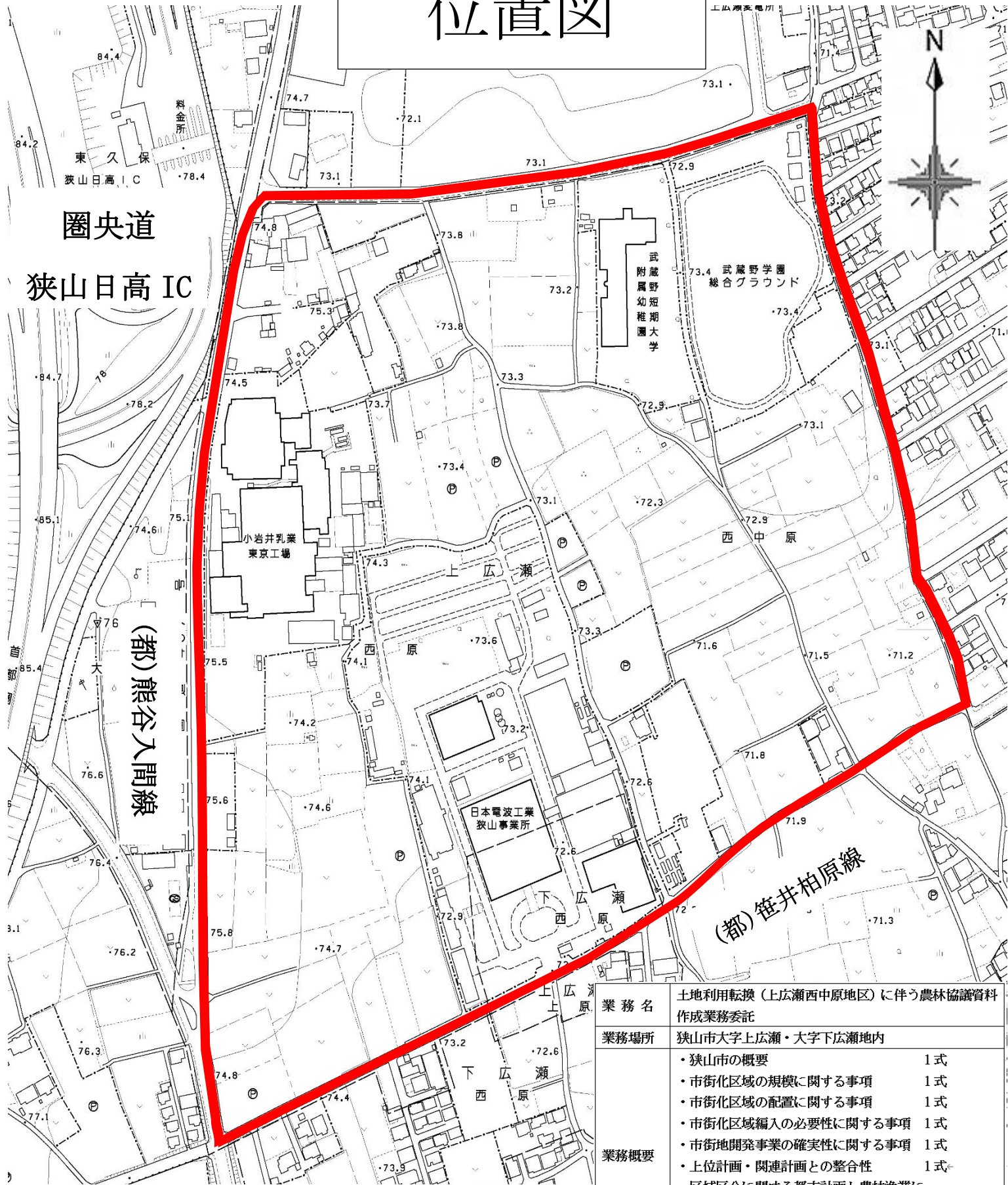
第3章 納入成果品

（成果品）

第23条 本業務における納入成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 協議・調整用資料 | 1式 |
| ② 上記電子データ | 1式 |
| ③ その他発注者が必要と認める資料等 | 1式 |

位置図



業務場所

業務名	土地利用転換（上広瀬西中原地区）に伴う農林協議資料作成業務委託	
業務場所	狭山市大字上広瀬・大字下広瀬地内	
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市の概要 1式 ・市街化区域の規模に関する事項 1式 ・市街化区域の配置に関する事項 1式 ・市街化区域編入の必要性に関する事項 1式 ・市街地開発事業の確実性に関する事項 1式 ・上位計画・関連計画との整合性 1式 ・区域区分に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整 1式 ・開発に伴う農林漁業環境への影響と対策1式 ・まとめ 1式 	

令和6年度

業 務 委 託 仕 様 書

1 業 務 名 称 土地利用転換（上広瀬西中原地区）に伴う農林協議資料作成業務委託

2 業務大要・変更業務大要

変更業務大要	
業 務 大 要	<ul style="list-style-type: none">・ 狭 山 市 の 概 要 1 式・ 市街化区域の規模に関する事項 1 式・ 市街化区域の配置に関する事項 1 式・ 市街化区域編入の必要性に関する事項 1 式・ 市街地開発事業の確実性に関する事項 1 式・ 上位計画・関連計画との整合性 1 式・ 区域区分に関する都市計画と農林漁業に 関する土地利用との調整 1 式・ 開発に伴う農林漁業環境への影響と対策 1 式・ ま と め 1 式

